

議案第 25 号

羽曳野市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

高額療養費の現物給付化に伴い、高額療養費貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市高額療養費貸付基金条例(昭和 53 年羽曳野市条例第 35 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。